

平成 26 年 8 月

## 出産育児一時金の金額の見直しについて

### 1 出産育児一時金の制度概要

#### (1) 支給要件

国民健康保険に加入されている方が出産したとき。妊娠 84 日以上であれば、死産・流産でも支給。

#### (2) 支給額

産科医療補償制度	支給額
対象とならない出産	39 万円
対象となる出産	42 万円

平成 25 年度支給額 1,745 件 728,673 千円

#### (3) 産科医療補償制度について

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償と、脳性麻痺発症の原因の分析・再発防止に役立てることを目的とした制度。病院、診療所及び助産所といった分娩機関が加入する。

掛金は 1 分娩あたり 3 万円であり、22 週以降の全ての分娩が対象。

補償の対象は「妊娠 33 週以上、出生体重 2,000 g 以上」又は「妊娠 28 週以上で所定の要件に該当した場合」で出生した赤ちゃんが、身体障害者障害程度等級 1 級又は 2 級相当の重度脳性麻痺となった場合、3,000 万円の補償金が支払われる。

### 2 制度の見直し

#### (1) 産科医療補償制度の見直し（制度の概要については別添資料参照）

同制度において、年間約 120 億円～約 140 億円程度の余剰金が発生しており、平成 27 年 1 月 1 日からこれを財源として以下のとおり制度を見直し。

○補償対象基準の見直し

- ・在児週数：33 週以上 ⇒ 32 週以上
- ・出生体重：2,000 g 以上 ⇒ 1,400 g 以上

○掛金の引下げ

- ・1 分娩あたり 3 万円 ⇒ 1.6 万円

#### (2) 出産育児一時金の見直し

産科医療補償制度の見直しにより掛金が引き下げられることとなったが、近年の出産費用の増加等の理由により、出産育児一時金の総額については、42 万円を維持することとなった。

### 3 本市の対応

国による産科医療補償制度及び出産一時金の見直しにより、本市においては出産育児一時金について以下のとおり制度改正を予定している。

産科医療補償制度	支給額 (現行)	支給額 (平成27年1月から)
対象とならない出産	39万円	40.4万円
対象となる出産	42万円	42万円

#### (参考) 出産育児一時金の見直しイメージ図

